

2/18 ファンリティマネジメント大賞
テラス沼田応接室



第16回日本ファンリティマネジメント大賞（JFMA賞）で本市が「奨励賞」を受賞。県内自治体では初の受賞です

2/18 前かがみ体験教材寄贈
薄根小・中学校



薄根小・中学校の児童生徒が、福祉向上に役立ててほしいと市社会福祉協議会に前かがみ体験教材を寄贈しました

2/26 手前みそ作り体験
くわのみハウス（石墨町）



薄根地域ふるさと創生推進協議会が、こうじの準備や大豆つぶし、たる詰めなどの作業を通して参加者と交流しました

3/6 フェンシングワールドカップ銀メダル獲得
アテネ（フェンシングワールドカップギリシャ大会）



左から3番目が田村選手
©日本フェンシング協会：Augusto Bizzi/FIE

本市出身の田村紀佳選手がフェンシングワールドカップ（W杯）に日本チームとして出場し、女子サーブル団体に銀メダルを獲得しました。日本女子サーブル団体のW杯メダル獲得は史上初となります

3/2 ホワイトデーに白米を
テラス沼田応接室



利根実業高校が消費拡大を目指し企画。地場産の米を贈答用にラッピングした商品の販売を横山市長に報告しました

3/11～24 沼田フォトコンテスト2021入賞作品展
テラス沼田市民ロビー



市内の豊かな自然や美しい風景などを撮影した写真を募集。応募のあった236点の中から上位19作品を展示しました

3/16 商品の撮り方セミナー
テラス沼田多目的スペース



カービングパフォーマーの飯田めいかさんを講師に開催。スマホの撮影方法やSNSでの情報発信のコツを学びました

3/17 DX推進の提言書提出
テラス沼田応接室



提言書を横山市長へ手渡す
田村会長と小林副会長

沼田市民構想会議が、本年度議論した「沼田市におけるDX推進」について成果をまとめ、横山市長に提言しました

福祉医療制度のご案内

申請・問合せ 国保年金課医療年金係
☎内線3133

子ども・障がい者・ひとり親家庭など、医療費の保険診療分の自己負担を市が負担します。

対象	要件	申請に必要なもの
子ども	中学校卒業の3月31日まで	被保険者証
高齢重度障がい者	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	特別児童扶養手当1級	証書
	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
ひとり親家庭など	障害年金1級程度で年金を受給することができない人	所定の診断書
	下記いずれかに該当し、現に18歳未満の子を扶養している人とその子（18歳になって最初の3月31日まで） ●配偶者と死別または離婚し、現に婚姻していない人 ●配偶者の生死が明らかでない人 ●配偶者から遺棄されている人 ●配偶者が海外にいて、扶養を受けることができない人 ●配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている人	●戸籍全部事項証明書（謄本） ※本市に本籍がない人 ●転入者は、前住所地の所得証明書
	18歳未満の父母のない児童	父母のない事実を明らかにする証明

※いずれの申請も被保険者証が必要。要件を満たさなくなった場合は資格喪失
※入院時食事療養費、訪問看護、柔道整復師、治療用器具などの費用も含む（重度心身障がい者・高齢重度障がい者についての入院時食事療養費は、標準負担額減額認定証の提示またはマイナンバーカードによる電子資格確認により、一定の所得区分であることを証明した場合助成）
※重度心身障がい者・高齢重度障がい者は、令和5年8月1日から所得の基準額が導入されます。本人または同居の配偶者・扶養者が、一定以上の所得がある場合は助成対象外

医療機関受診に際してのご注意

県内医療機関では、健康保険証と一緒に福祉医療費受給資格者証を窓口で提示してください。保険適用診療分を自己負担限度額まで市が負担します。医療費が高額になったときに限度額適用認定証の提示や電子資格確認をできないと、いったん窓口で支払う場合があります。※県外医療機関での受診や治療用器具費は、いったん窓口で自己負担分を支払ってください。（領収証を持参の上、市での手続きで翌以降に支給します）

下記該当者は手続きが必要

健康保険の変更／障害の認定や等級の変更（重度心身障がい者・高齢重度障がい者）／同居や婚姻（ひとり親家庭）

ジェネリック医薬品のご利用を

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と比較して安価で同等の効能があり、自己負担額の軽減や医療費の節約につながります。医師や薬剤師の説明を受けてから利用しましょう。

急な発熱に安心

#8000に電話を（携帯電話可）

夜間や休日の電話相談「群馬こども救急相談」をご利用ください。医療機関を受診すべきか迷ったときなど、経験豊富な看護師などが対応します。（医療行為となる診断や治療を行うものではありません）

所得が一定基準以下の軽減割合	未就学児均等割（医療分・支援分）	（表1）	
軽減なし	18,800円（37,600円）		
2割軽減	15,040円（30,080円）		
5割軽減	9,400円（18,800円）		
7割軽減	5,640円（11,280円）		
区分	税率など	課税限度額	（表2）
医療分	所得割 7.30%	650,000円（630,000円）	
	均等割 27,800円		
	平等割 22,500円		
支援分	所得割 2.60%	200,000円（190,000円）	
	均等割 9,800円		
	平等割 7,700円		
介護分	所得割 2.40%	170,000円	
	均等割 11,900円 平等割 6,700円		

（○内は変更前）

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前）に係る均等割を2分の1に減額します。未就学児がいる世帯に対して一律に軽減を実施するため、申請は不要です。所得が一定基準以下の世帯に対する軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割を2分の1に減額します（表1）。地方税法などの改正に伴い、課税限度額も改正しました（表2）。

令和4年度国民健康保険税
未就学児の均等割を減額